

京都市の自転車政策について

発表者：京都市建設局自転車政策推進室 松本 拓実

ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進



自転車安全教育プログラムの策定



くわしくは
こちら

- 子どもからお年寄りまで、**ライフステージ別に自転車安全教育のポイントを明確化**
- 現在実施している自転車安全教室等を、**体系別、世代別に整理**
- 京都市の今後の安全教育の内容検討や各種団体での安全教育の取組に活用

京都市自転車安全教育プログラム (自転車安全教室取組事例集) の策定

<策定の趣旨>

自転車利用者が基本的なルール・マナーを熟知し、利用者自身が危険と安全の本質を理解し、自分や他者の安全のために、自転車の安全利用を実践できることが重要です。
年齢に応じて、求められるルール・マナーは異なり、本市では自転車安全教育におけるポイントを右のとおりとしています。

	幼児	小学生	高学年	中学生	高校生	大学生	社会人	高齢者
親と乗車	親と一緒に運転	ひとりで運転	行動範囲の拡大	通学での利用	通勤等での利用	子どもと乗車	加齢に応じた運転	
自転車デビュー	歩道通行も可能	歩道通行も可能	車道通行が原則	車道通行が原則	車道通行が原則	車道通行が原則	車道通行が原則	歩道通行も可能
知る	知る	知る	知る	知る	知る	知る	知る	知る
わかる	覚える	覚える・わかる	覚える・わかる	わかって実践する	わかって実践する	わかって実践する	わかって実践する	わかって実践する
運動・実践能力	・ぶつからないようにするなど他者を思いやる気持ちを養う ・乗車するための基本となる能力(動作)を身につける	・自転車の安全な乗り方を身につける	・危険を予測し、回避することができる	・子どもも乗せ自転車の特性を理解して運転することができる	・加齢による運動・認知能力の低下を考慮した運転ができる			
主眼ポイント	②	③	④・⑤	①・⑥				
自転車ルール・マナー	・簡単な交通ルールを知る ・「自転車はクルマの仲間」「車道は左側通行」という認識を持つ	・交通ルールの基本を知る ・「車道は左側通行」という認識を持つ	・交通ルールを知る ・「自転車にも罰則があること」を知る(自転車運転者講習制度等)	・自転車にも罰則があることを知る(自転車運転者講習制度等)	・歩道通行は例外であることを認識し、車道を通る	・歩道通行は例外であることを認識し、車道を通る	・歩道通行は例外であることを認識し、車道を通る	・歩道通行は例外であることを認識し、車道を通る
自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ	・自転車の楽しみ

ライフステージ別の自転車安全教室

- 警察や教育委員会等と連携し、ライフステージに合わせた京都ならではの体系だった自転車安全教室等を実施しています。

受講対象	教室名	内容
社会人 (子育て中の保護者向け)	①パパママ自転車べんきょうかい	保護者としての視点から、普段何気なく利用されている「子ども乗せ自転車」の使用時の注意や、自転車のルール・マナーを学ぶ教室
幼児向け	②キックバイクを用いた子ども自転車教室	キックバイクを用い、ゲーム等を通じて、バランス能力や周辺環境の認知などを楽しく学ぶ教室
小学生向け	③市立小学校の授業等での自転車安全教室	市立小学校で、自転車教室を含む交通安全教室として、警察や地域と連携して実施している教室
中学生・高校生向け	④「見て分かる！」自転車安全教室	開催校の通学路など実際に生徒が通行する「危険箇所」等の画像を見ながら自転車のルール・マナーを学ぶ教室
自動車学校教習生向け 一般市民向け	⑤事故のリスク・社会的責任編 ⑥自動車教習所を活用した自転車安全利用講習	自転車の安全な乗り方、事故のリスク、社会的責任を学ぶ教室 京都府知事から京都府自転車安全推進委員の委嘱を受けた校長・副校長等が実施する、自転車安全利用に関する教室



①パパママ自転車教室(子育て中の保護者対象) ②キックバイクを用いた子ども自転車教室(幼児対象) ④「見て分かる！」自転車安全教室(中学生・高校生対象) ⑥自動車教習所を活用した自転車安全利用講習

サイクルセンターでの自転車安全教育

令和3年4月に大宮交通公園(北区)内に再整備した「サイクルセンター」において、世代別のニーズに応じた自転車安全教室を実施しています。



くわしくは
こちら



対象	名称	内容
社会人	キックバイク	キックバイクを用い、自転車入門者等向けに、バランス能力や周辺環境の認知などを楽しく学ぶ教室
	自転車安全教室	開催校の通学路など実際に生徒が通行する「危険箇所」等の画像を見ながら自転車のルール・マナーを学ぶ教室
	自転車安全利用講習	京都府知事から京都府自転車安全推進委員の委嘱を受けた校長・副校長等が実施する、自転車安全利用に関する教室
小学生	キックバイク	キックバイクを用い、ゲーム等を通じて、バランス能力や周辺環境の認知などを楽しく学ぶ教室
	自転車安全教室	開催校の通学路など実際に生徒が通行する「危険箇所」等の画像を見ながら自転車のルール・マナーを学ぶ教室
	自転車安全利用講習	京都府知事から京都府自転車安全推進委員の委嘱を受けた校長・副校長等が実施する、自転車安全利用に関する教室
中学生・高校生	自転車安全教室	開催校の通学路など実際に生徒が通行する「危険箇所」等の画像を見ながら自転車のルール・マナーを学ぶ教室
	自転車安全利用講習	京都府知事から京都府自転車安全推進委員の委嘱を受けた校長・副校長等が実施する、自転車安全利用に関する教室
	自転車安全利用講習	京都府知事から京都府自転車安全推進委員の委嘱を受けた校長・副校長等が実施する、自転車安全利用に関する教室

分かりやすいルール・マナー冊子を作成・活用!



くわしくは
こちら

企業等と連携したルール・マナー啓発の取組

「フードデリバリーサービスを提供する自転車配達員に係る交通安全に関する連携協定」の締結

全国に先駆けて
フードデリバリー
業界と連携!



【3者での締結式(R3.11.15)】 【自動車教習所の協力を得て、配達員向けの講習会を開催】

シェアサイクルの利用・普及促進

- 京都市でのシェアサイクルの位置づけ
→ 公共交通を補完し、市民等の移動の利便性の向上を図る手段として推進することとしています。

- <シェアサイクルの利用・普及促進に向けた連携協定の締結>
 - 京都市と市内でシェアサイクル事業を展開する4事業者で、令和5年1月31日に協定を締結
 - 公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境を創出するために連携
- <シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地の貸出し>
 - サイクルポート設置のために貸出しを希望する企業等に、京都市が所管する公有地を有償で貸し出すもの。
 - サイクルポート設置のために貸出しを希望する企業等に、市役所・区役所や公共施設、地下鉄の駅付近等の利便性の高い公有地を有償で貸し出すもの。



くわしくは
こちら



協定締結の様子



京都市内のシェアサイクルポート(阪三三条駅)

京都市サイクルサポートステーション

- 京都市サイクルサポートステーション
市民や観光客等のサイクリストが、より一層、安心・安全・快適に自転車観光やサイクリングを楽しむ環境を整え、地域の活性化につなげることを目的に、京奈和自転車道(桂川サイクリングルート)の沿道に計4か所に設置しています。
各ステーションでは、サイクリストに駐輪スペース、自転車ラック、空気入れ、修理工具及びトイレなどの貸出サービスを無償で提供するほか、京奈和自転車道サイクリングマップを配架しています。



事業ロゴマーク



サイクルサポートステーションの様子(ファミリーマート松尾大社前店)

くわしくは
こちら

自転車走行環境の整備、駐輪場整備・放置自転車対策

京都市自転車走行環境整備

- 令和2年度までに、自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、都心部を中心とした重点地区に矢羽根マークを主とした面的な整備を推進し、整備距離は180kmに。
- 令和3年度以降、自転車利用状況や自転車事故発生状況等を踏まえ、幹線道路でのネットワーク整備(自転車交通量2,000台/日以上)や、地域特性に応じて、生活道路や準幹線道路での部分的なスポット整備を推進。

◆主な自転車走行環境整備箇所図

自転車交通量(平成27年)
※平日12時間

1: 1~2,000
2: 2,000~4,000
3: 4,000~

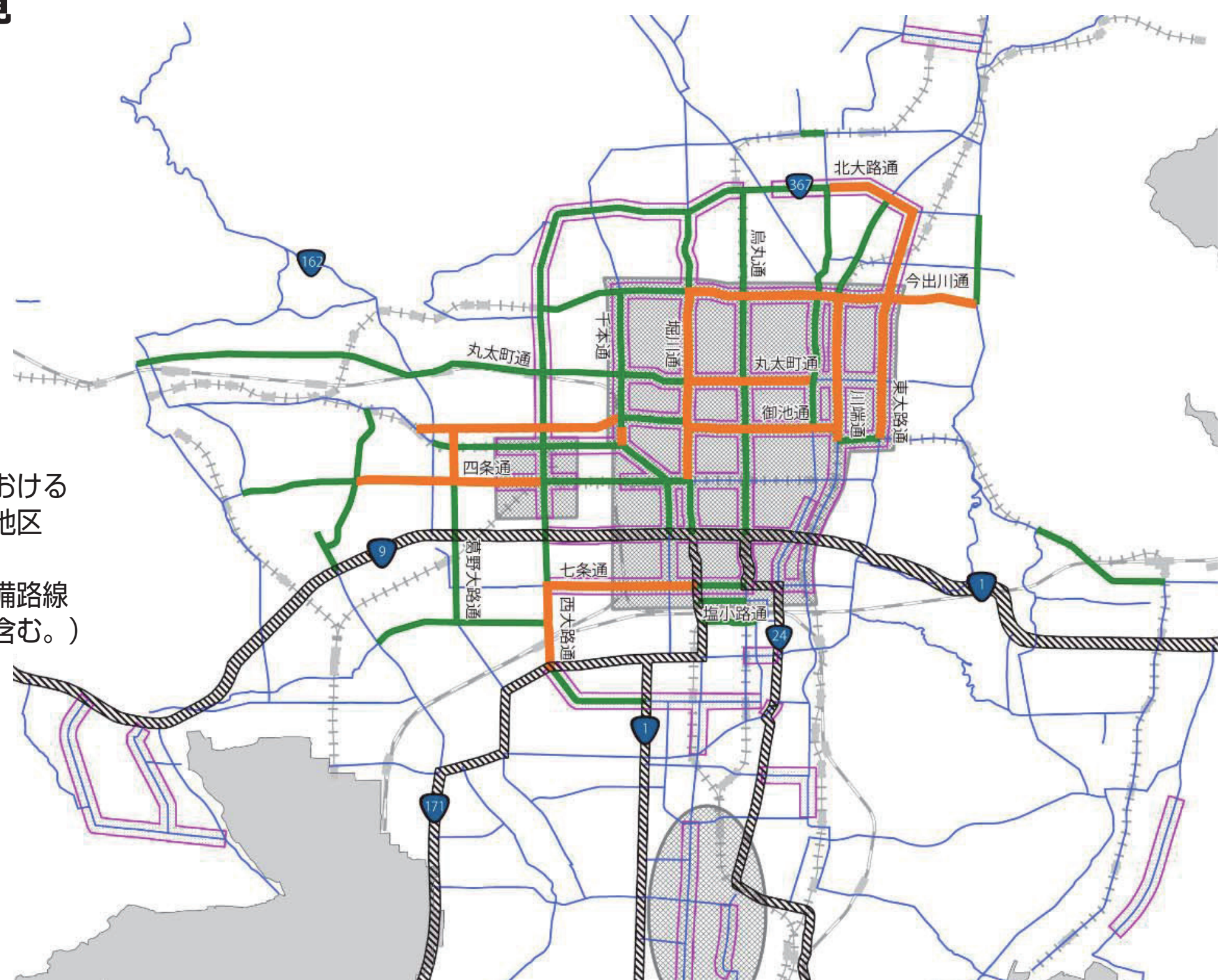
国道指定区間

「京都・新自転車計画」における自転車走行環境整備の重点地区

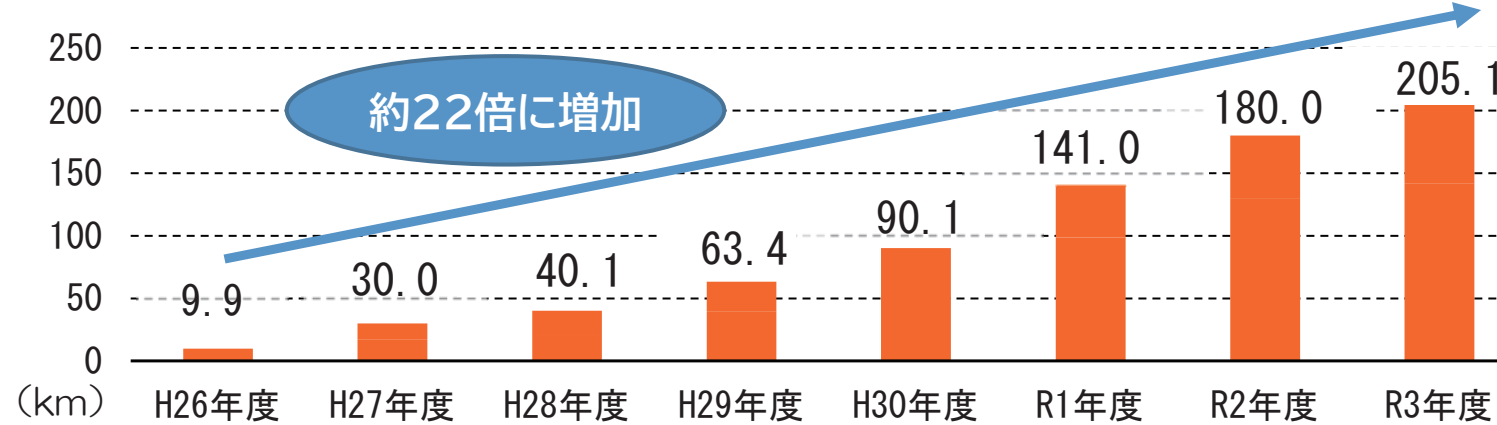
自転車走行環境の主な既整備路線(重点地区内の整備予定を含む。)

※1 重点地区内において、他事業等の影響により、一部区間整備できていない箇所があります。

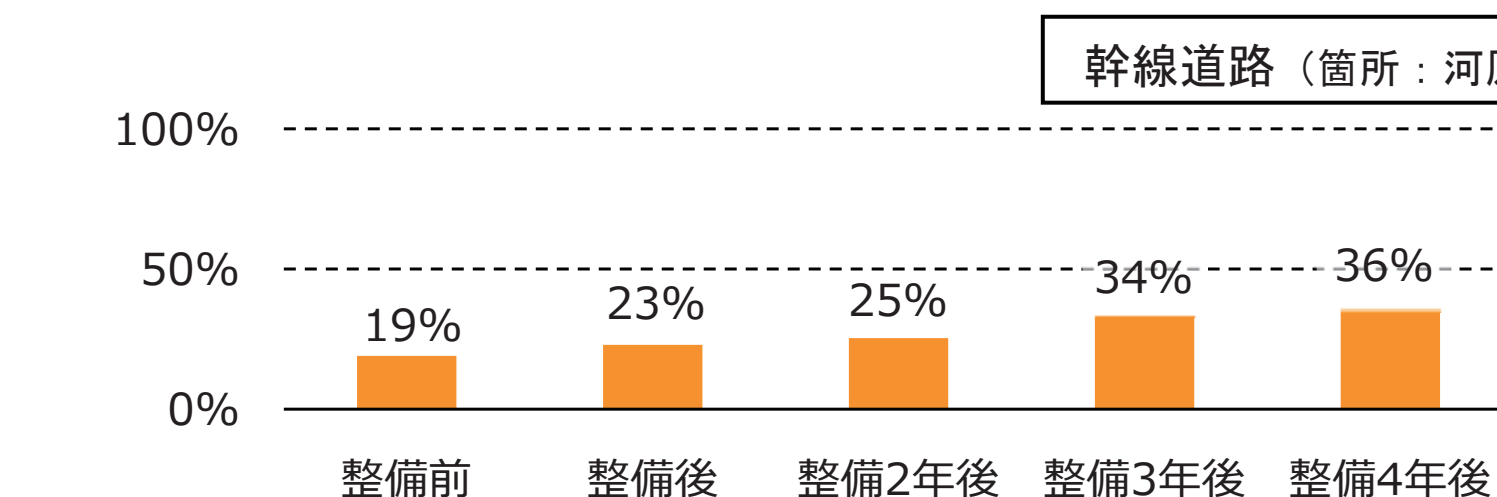
※2 表示路線については、道路交通センサ対象路線のみを表示しています。



◆整備延長の推移



◆車道左側走行の割合の推移(自転車政策推進室調査)



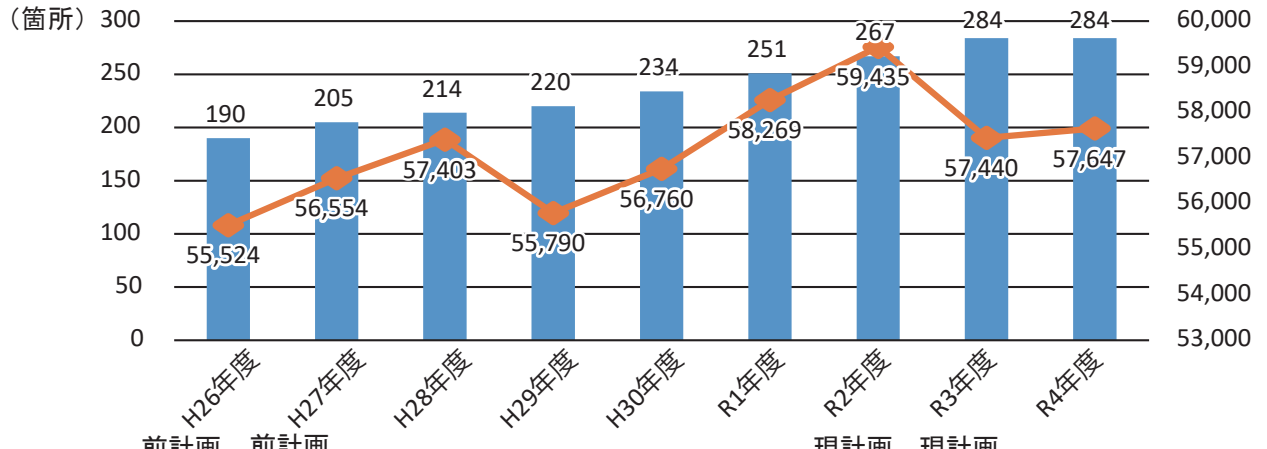
◆整備箇所事例



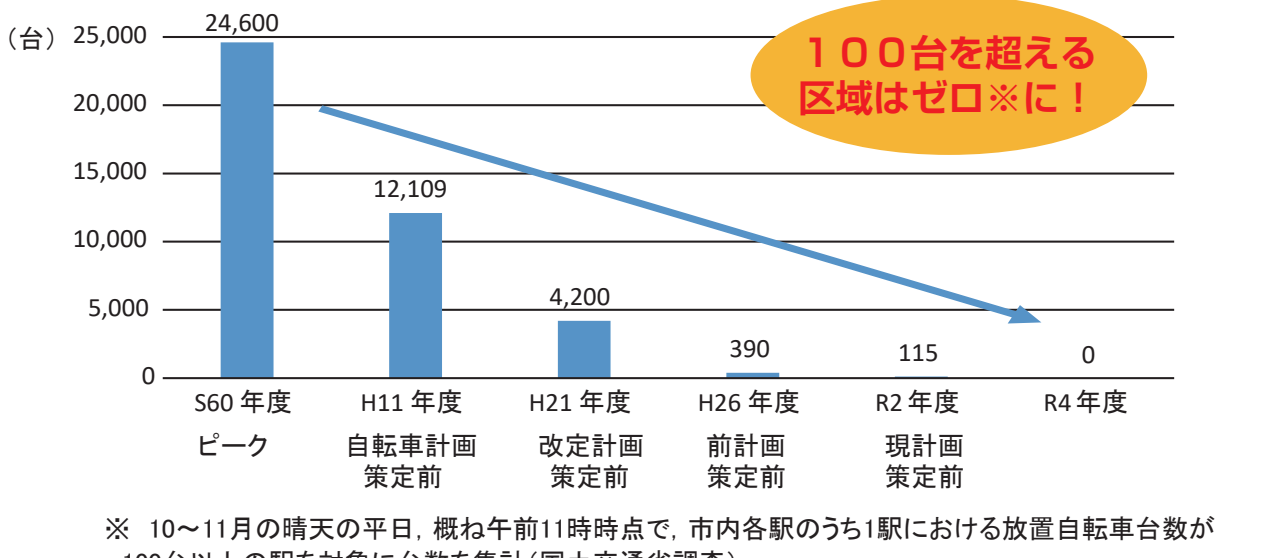
駐輪場の整備・放置自転車対策

- ◆「民間自転車等駐輪場整備助成制度」の運用(最大600万円の補助)
- ◆公募により選定した事業者に道路等の公有地を貸し出し、駐輪場の整備及び運営管理を委託(14箇所)
- ◆付置義務による駐輪場整備の推進
⇒ ピーク時(S60年度)に2万台を超えていた、駅周辺における放置自転車が100台を超える区域はゼロに(R4)
- ◆令和5年7月から、市営駐輪場に利用時間に応じた段階的料金制を導入

駐輪場整備箇所数及び整備台数



駅周辺における放置自転車台数



※10~11月の晴天の平日、概ね午前11時時点で、市内各駅のうち1駅における放置自転車台数が100台以上の駅を対象に台数を集計(国土交通省調査)



くわしくは
こちら